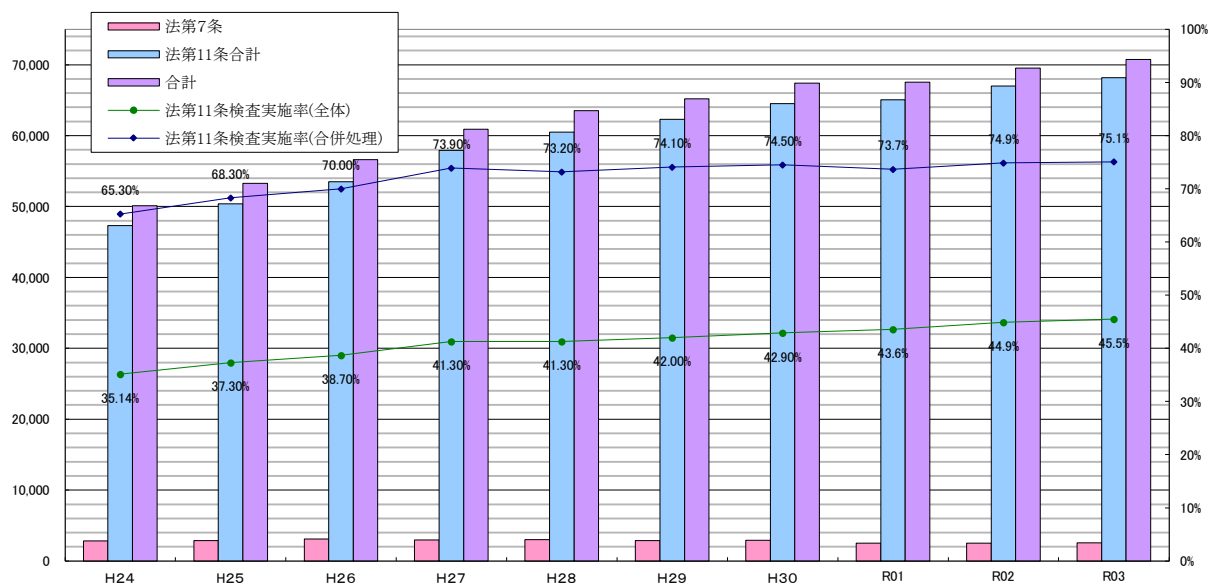


# 令和3年度 事業報告

公益財団法人 大分県環境管理協会

# 1 法定検査事業について

浄化槽法に基づく法定検査（第7条・第11条）を下記のとおり実施し、検査結果等について報告する。



年度	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 0 1	R 0 2	R 0 3	
検査 基 数	法第7条	2,827	2,874	3,117	2,976	3,032	2,880	2,903	2,518	2,531	2,557
	法第11条(単独)	8,950	8,695	8,374	8,138	7,995	7,642	7,385	7,052	6,900	6,692
	法第11条(合併)	38,337	41,702	45,130	49,770	52,531	54,664	57,110	57,985	60,097	61,496
	法第11条合計	47,287	50,397	53,504	57,908	60,486	62,306	64,495	65,037	66,997	68,188
	合計	50,114	53,271	56,621	60,884	63,518	65,186	67,398	67,555	69,528	70,745
法第7条検査実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	(91.0%)	(90.4%)	(93.8%)	(92.5%)	(94.5%)	(94.5%)	(94.4%)	(94.4%)	(96.8%)		
法第11条検査実施率 [浄化槽全体]	35.2%	37.0%	39.3%	41.3%	41.3%	42.0%	42.9%	43.6%	44.9%	45.5%	
	(33.4%)	(36.3%)	(37.9%)	(39.4%)	(40.3%)	(41.8%)	(43.1%)	(43.8%)	(45.7%)		
法第11条検査実施率 [合併処理浄化槽のみ]	65.3%	68.0%	70.5%	73.1%	74.0%	74.1%	74.5%	73.7%	74.9%	75.1%	
	(53.0%)	(55.4%)	(57.1%)	(58.3%)	(58.9%)	(60.4%)	(61.4%)	(61.2%)	(63.9%)		
設置基数	134,551	136,374	138,393	140,263	146,513	148,381	150,494	149,053	149,289	149,707	

※上記表の（ ）内は全国平均受検率

	当初目標 基数	R 3 年度実施 基数	当初目標差	前年度差
7 条	2,500	2,557	57	26
11 条単独	6,680	6,692	12	-208
11 条合併	57,820	61,496	3,676	1,399
合計	67,000	70,745	3,745	1,217

7 条当初目標は 2,500 基に対し 2,557 基実施。  
11 条当初目標は単独と合併を合わせて 64,500 基に  
対し 68,188 基の実施となる。

結果として当初目標合計 67,000 基に対し検査実  
施は 70,745 基で 3,745 基増となった。

また、前年度と比べ単独は減少したが、合併  
の増加に伴い、1,217 基の増となる。

— 受検率向上への取組 —

(1) 大分県浄化槽設置台帳整備に関する県及び市町村との連携

浄化槽設置台帳については、令和2年度は県が県台帳と業界の持つ清掃台帳とを突合し、さらに協会検査台帳とを突合することで台帳整備を行ったが、令和3年度においては県の浄化槽設置台帳システムの改修時期であったため、届出の電子化や様式変更等の改修のみとなった。

(2) 補助事業で設置された浄化槽の受検率向上の取組

平成24年度の補助事業受検率は63.7%で低迷であったため、平成25年度より市町村担当課と連携し実施率の向上対策に取り組み、令和3年度は78.9%であった。

引き続き補助事業担当行政と連携し実施率の向上を目指し、行政との協力体制の強化に努めていく。

(3) 合併処理浄化槽における法第11条検査の受検状況について

月次報告以外の過年度未受検者データの提供依頼があった市町村は、年度末の指導となり同年度内の反映は適わない状況であった。

令和2年度の合併処理浄化槽の受検率は74.9%であったが、令和3年度は75.1%で0.2%アップとなった。

(4) 11条検査の受検対策について

令和3年度の月次報告にて未受検指導により受検に至ったのは令和4年4月末時点で31.6%で前年比1.2%アップとなった。

受検拒否者報告後の行政指導依頼（令和4年4月末現在）

	令和2年度	令和3年度
拒否者報告件数	1057件	873件
申込件数	321件	276件
申込率	30.4%	31.6%

引き続き県下の浄化槽行政担当課と連携し、未受検対策並びに浄化槽設置台帳の整備と並行して「11条検査の受検率の向上」を図っていく。

## 2 1 1 条検査の件数確保について

法定検査を確実に実施するために内部体制整備を行うとともに、検査件数を確保するための重点項目について、令和3年度は下表のとおりの結果となった。

### ① 法第7条検査から法第11条検査への移行率

令和2年度
2,384 / 2,518
94.7%



令和3年度
2,368 / 2,531
93.6%

### ② 検査拒否の削減、並びに保留の削減

\*検査拒否物件

令和2年度
841 / 70,682
1.2%



令和3年度
673 / 71,496
0.9%

\*検査保留物件

令和2年度
2,346 / 70,682
3.3%



令和3年度
2,629 / 71,496
3.7%

### ③ 大分市における合併処理浄化槽の検査実施率向上

令和2年度
16,477 / 22,171
74.3%



令和3年度
16,794 / 22,822
73.6%

### ④ 未収金対策

過年度未収金物件についても検査を計画し、現地説明並びに請求書を定期的を送付する等未収金対策を行った。また、可能な限り現場検査時に集金できるよう検査員による説明責任の徹底に取り組んできた。

なお、令和3年1月から検査手数料のコンビニ収納を開始したことで、浄化槽管理者の利便性の向上に繋がっている。

H11~R03：未収金総額 37,985,234円 件数8,084件  
未収金回収額 23,081,000円 件数4,059件 回収率 50.2%  
【平成28年度までは備忘価格の取扱いにつき、未収金総額は端数となる。】

(\*令和4年5月13日現在の入金状況より)

### 3 法定検査の信頼性確保に向けた取り組みについて

信頼性確保に向けた取組として、精度管理と検査員の継続的な教育訓練の実施により、検査体制の強化を図った。

#### (1) 精度管理規程に基づく各種規程集作成

- ① 法定検査における判定ガイドラインの総合判定について、他県の見識との相違点を精査し、BOD超過時の総合判定フローを作成した。また、その判断時に活用する新たな所見を追加し、浄化槽ユーザーに対しても簡潔明瞭な内容に改善した。
- ② 法定検査業務マニュアルについて、検査業務に関わる一連の検査方法等を刷新した。

#### (2) 検査員の資質及び技術力の向上

以下のとおり、年3回の検査員研修会を実施した。(コロナ禍のため支所職員はリモートでの参加)

7月	①SDGs について法人・企業が取り組むべきこと 講師:環境教育アドバイザー 松山真弓氏 ②検査方法等マニュアルについて	③九州検査員研修会発表課題について ④改正法の対応及び管理士研修会の内容 ⑤不適正判定の見直しについて
12月	①令和2年度検査データ解析結果 ②硫化水素計の使用について ③総合判定フローの変更等について ④SDGs を活用したアップデート	⑤不適正指導要否分類について ⑥物件間違い防止対策について ⑦ろ材浮上事例等の報告
3月	①BOD 超過時の総合判定フロー ②記録所見の変更	③浄化槽用タイマーの稼働状況 ④補強・更新工事の事例紹介

#### (3) 浄化槽の水質改善に係る調査・研究

- ① 令和2年度大分市公園浄化槽の省エネ運転の知見を活かし、令和3年度は豊後大野市との協力体制により、市内4か所の浄化槽を選定してタイマーを設置し、省エネ運転と水質改善について調査した。
- ② 令和2年度に引き続き、令和3年度の別府市内の温泉流入浄化槽のデータ収集を実施しており、浄化槽内部の機能障害等に繋がる傾向が判明している。今後も引き続き調査・解析を進め、大分県の事務取り扱いについて協議を進める。

### 4 行政・業界連携に関することについて

#### (1) 省エネ型浄化槽システム導入推進事業

2050年のカーボンニュートラルを目指す環境省の事業として、執行団体(全国浄化槽団体連合会)からの業務委託を受け、CO2排出抑制対策事業費等補助金の受付・審査業務を行った。令和3年度においては5年に一度見直しされる最終年度となり、大分県の実績はType1の11件で締めくくった。

#### (2) 各種研修会・講習会の開催

- ① 法改正に基づく浄化槽管理士研修会について、大分県・大分市からの指定を受けたことにより、第一回目の研修会を令和3年10月8日に開催した。
- ② 県主催の保守点検業者研修会に講師を派遣し、実地研修及び令和2年度の法定検査の実績報告、浄化槽の判断基準、また、法改正に伴う研修会について周知した。

#### (3) 賛助会員・部会の情報提供について

- ① 令和3年度の部会運営委員会は、コロナの影響により開催準備のうち2回が中止となった。3回目の12月に維持管理・施工業部会を開催し、事前に回収したアンケートを基に業界に関する懸案事項について協議した。

- ② 環境省の省エネ型浄化槽システム導入推進事業補助金の5ヵ年ワンサイクルが終了し、その活用状況を報告した。また、令和4年度からの新事業である浄化槽システム脱炭素化推進事業の補助金、事業スキームについて情報提供を行った。

## 5 浄化槽放流水等の水質検査事業について

### (1) 計量証明書発行及び水質検査実績

水質汚濁防止法、浄化槽法及び関連法規等に基づく放流水の外部依頼による水質検査並びに、浄化槽法に伴うBOD分析を実施した。また、外部依頼に関して、下表のとおり計量証明書を発行した。

実施項目	実施件数	
	令和2年度	令和3年度
浄化槽	6, 188	6, 008
し尿処理施設	36	36
その他	262	265
合計（計量証明書発行）	6, 486	6, 309
法定検査（7条・11条）BOD	66, 984	70, 731
総計	74, 108	77, 040

令和3年度は、新型コロナウイルスによる施設の閉鎖・廃業等が前年度から引き続き継続しており、また下水接続等による減少物件や、行政によるみなし下水道への転換もあり、前年度より依頼件数は減少となり、随意契約数や管理目的等の規制外の依頼については、ほぼ横ばいとなった。

### (2) 精度管理について

測定器の日常・定期的な管理や校正の実施等により、精度の維持に努めた。また係内では、毎月同一試料の測定を各職員で行うことで誤差が少なくなるよう研修を行い、更に外部との比較として、他団体が行う技能試験の参加や、測定検体の他事業所への同時依頼を行う等、精度の確保に努めた。

### (3) 外部依頼検査について

収入目標に対しては、補正目標には到達したが、上記の状況もあり、収入額は前年度より減少しました。同様に件数についても、浄化槽の件数に減少が見られた。

大型浄化槽の新規設置の増加も大きくは見込めない現状もふまえ、令和4年度は、一時期取りやめていた競争入札への参加や、関係各所への依頼の働きかけ等、依頼の増加に向けた活動に努める。

### (4) 調査・研究等業務の検討について

技術開発課と協力し、CO<sub>2</sub>削減調査に基づいた公園排水のBOD測定等を実施した。今後も引き続き、同課と検討・調査を進めて行く。

## 6 総務部及びその他関連事業について

### (1) 小型合併処理浄化槽機能保証制度

当初目標 1,102 件に対して、令和 3 年度の実績は下記のとおりである。

受理件数 1,078 件 (参考：令和 2 年度実績 1,034 件)

※年度内の取下げ分を含む

### (2) 提案活動

県土木建築部長及び県生活環境部長（10 月 19 日）、並びに自由民主党大分県支部連合会（9 月 1 日）に対し、浄化槽施策にかかる提案活動を実施した。

#### 【提案項目】

1. 合併処理浄化槽の設備推進等のための支援強化について
2. 浄化槽維持管理費に係る助成制度の創設について
3. 浄化槽処理促進区域の積極的な指定と公共浄化槽の活用について
4. 浄化槽行政推進に係る関係機関等の連携強化等について

### (3) 浄化槽普及啓発活動関連

#### ① 設置者講習会への講師派遣

令和 3 年度は下記のとおり、計 1 回の講習会に講師を派遣した。（新型コロナウイルス感染症の影響により、実施されない講習会が多かった。）

令和 3 年 10 月 29 日実施 西部保健所主催（大分県玖珠総合庁舎）

#### ② 環境学習 出前授業の実施

令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症への配慮から積極的な広報は行わず、当協会のホームページ等を見て授業を希望する学校があれば対応することとしていたが、申込みは無かった。

#### ③ 浄化槽絵はがきコンテストの開催

県民に浄化槽に関心を持ってもらうことを目的に、令和 2 年度から実施している絵はがきを題材にしたコンテストを令和 3 年度も開催し、176 点もの応募をいただいた。世代にかかわらず手軽に取り組みやすいということで好評を得ている。応募作品はパンフレット等、他の普及啓発にも利用できることから、波及的効果も期待できる。

### (4) 広報活動

- ① 会報「環境おおいた」を年 2 回発行し、賛助会員及び関係機関に有用な情報を提供するとともに、新聞等のマスメディアを活用し、広く県民に対し浄化槽に関する正しい知識の普及に努めた。
- ② 協会ホームページにおいて、ディスクロージャーの充実により業務運営の透明化を図るとともに、浄化槽の普及啓発等の情報を発信し、閲覧者の照会要求に対応するよう努めた。

**(5) 7条検査の適期実施に向けた対応**

協会で作成した「7条適期実施のための事務処理要領」に基づき、各種届出書類の管理を行い、法令で定められている7条検査の適期実施に努めた。

**(6) 検査システムの利便性の向上及び県台帳システムとの連携について**

浄化槽検査システムの利便性を高めるべく、情報管理係を中心として現システムの問題の洗い出しを行ったうえで、検索時間の短縮化等、優先順位が高いものについて改修を実施し、業務効率の向上を図った。また、県台帳システムについては、法改正に伴う対応等の意見交換を行い、県の担当課との連携強化に努めた。

**(7) 情報セキュリティ対策の強化**

改正個人情報保護法の施行にあわせて必要な規程の整備を行い、職員に対し研修を実施し、対策の強化を図った。

**(8) 未収金対策**

初回の督促業務は担当検査員が自らの責任で行うこととしており、督促対象者に直接電話をする等して一定の成果を上げている。それでもなお未収となる物件に対しては、定期的に再請求を送付し未収金の削減に努めた。

**(9) エコアクション21の継続**

8月26日に本部事務所において更新審査が行われ、ガイドラインに適合していることが確認された。特に環境委員会の定期的な実施による業務改善への取組みや、当協会の浄化槽の検査・水質分析業務の精度管理の徹底について、高い評価をいただいた。

**(10) 働き方改革関連改正法の順守**

8月より勤怠管理システムを導入し、休暇申請等における手続きの利便性を高めるとともに、集計機能の活用により職員の適正な労務管理に努めた。

**(11) 職員の資質向上のための教育訓練の実施**

職員に業務上必要な知識や能力を習得させるため、また社会的規範を遵守させるため、外部講師を招致しての安全運転講習や、コンプライアンス等をテーマとした内部研修を実施した。